

香川県条例第7号

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第5節 騒音対策</p> <p>（騒音規制地域）</p> <p>第67条 知事は、住居が集合している地域（市の区域内の地域を除く。以下この節及び次節において同じ。）、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、騒音発生施設を設置する工場又は事業場（以下「騒音発生工場等」という。）において発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、<u>関係町長</u>の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 略</p> | <p>第5節 騒音対策</p> <p>（騒音規制地域）</p> <p>第67条 知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、騒音発生施設を設置する工場又は事業場（以下「騒音発生工場等」という。）において発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。</p> |
| <p>第6節 振動対策</p> <p>（振動規制地域）</p> <p>第79条 略</p> | <p>第6節 振動対策</p> <p>（振動規制地域）</p> <p>第79条 知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、振動発生施設を設置する工場又は事業場（以下「振動発生工場等」という。）において発生する振動について規制する地域として指定しなければならない。</p> |
| <p>（合併処理浄化槽の設置等）</p> <p>第109条 下水道が整備されている地域及び予定処理区域（下水道法第5条</p> | <p>（合併処理浄化槽の設置等）</p> <p>第109条 下水道が整備されている地域及び予定処理区域（下水道法第5条</p> |

第1項第1号に規定する予定処理区域をいい、同法第4条第1項に規定する事業計画において定められたものに限る。) を除いた地域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽を設置し、又は農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設に排水管を接続することにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

第1項第1号に規定する予定処理区域をいい、同法第4条第1項に規定する認可を受けた事業計画において定められたものに限る。) を除いた地域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽を設置し、又は農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設に排水管を接続することにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 2 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|--------|--|------|---|--|--|--|----|----|--------|--|--|-----|
| <p>（市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 略</p> | <p>（市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～25 略</td> <td></td></tr> <tr> <td>26 略</td> <td>略</td></tr> <tr> <td> (1) 条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（条例第22条、第34条及び第66条において準用する場合を含む。）、第12条第3項（条例第22条、第34条、第40条、第55条及び第66条において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第25条、第26条、第27条、第36条、第37条、第38条、第39条、第48条第1項、第50条、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項及び第2項、第63条第1項、第64条 </td> <td></td></tr> </tbody> </table> | 事務 | 市町 | 1～25 略 | | 26 略 | 略 | (1) 条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（条例第22条、第34条及び第66条において準用する場合を含む。）、第12条第3項（条例第22条、第34条、第40条、第55条及び第66条において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第25条、第26条、第27条、第36条、第37条、第38条、第39条、第48条第1項、第50条、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項及び第2項、第63条第1項、第64条 | | <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～25 略</td> <td></td></tr> <tr> <td> 26 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの <p>(1) 条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（条例第22条、第34条及び第66条において準用する場合を含む。）、第12条第3項（条例第22条、第34条、第40条、第55条、<u>第66条及び第74条第3項（条例第87条において準用する場合を含む。）</u>において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第25条、第26条、第27条、第36条、第37条、第38条、第39条、第48条第1項、第50条、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項及び第2項、第63条第1項、第64条 </p> </td> <td>高松市</td></tr> </tbody> </table> | 事務 | 市町 | 1～25 略 | | 26 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの <p>(1) 条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（条例第22条、第34条及び第66条において準用する場合を含む。）、第12条第3項（条例第22条、第34条、第40条、第55条、<u>第66条及び第74条第3項（条例第87条において準用する場合を含む。）</u>において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第25条、第26条、第27条、第36条、第37条、第38条、第39条、第48条第1項、第50条、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項及び第2項、第63条第1項、第64条 </p> | 高松市 |
| 事務 | 市町 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1～25 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（条例第22条、第34条及び第66条において準用する場合を含む。）、第12条第3項（条例第22条、第34条、第40条、第55条及び第66条において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第25条、第26条、第27条、第36条、第37条、第38条、第39条、第48条第1項、第50条、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項及び第2項、第63条第1項、第64条 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務 | 市町 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1～25 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの <p>(1) 条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（条例第22条、第34条及び第66条において準用する場合を含む。）、第12条第3項（条例第22条、第34条、第40条、第55条、<u>第66条及び第74条第3項（条例第87条において準用する場合を含む。）</u>において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第25条、第26条、第27条、第36条、第37条、第38条、第39条、第48条第1項、第50条、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項及び第2項、第63条第1項、第64条 </p> | 高松市 | | | | | | | | | | | | | | |

第1項、第65条第1項並びに第122条第2項の規定による届出の受理

(2) 条例第9条、第14条第1項、第17条第2項、第21条第1項、第28条、第31条第1項、第33条、第42条第2項、第48条第2項、第51条第4項、第116条第3項（同条第2項の勧告に係るものに限る。）、第118条第2項及び第3項並びに第120条第2項の規定による命令

(3) 略

(4) 条例第14条第3項（条例第21条第2項、第31条第2項及び第42条第4項において準用する場合を含む。）及び第56条第1項ただし書の規定による確認

(5) 条例第42条第1項、第51条第1項から第3項まで、第61条第1項から第4項まで、第107条第1項、第116条第2項、第118条第1項、第120条第1項及び第127条の規定による勧告

(6)～(11) 略

(12) 条例第125条（同条第1号から第6号まで、第11号及び第15号から第17号までに掲げる者に対するものに限る。）の規定による報告の徴収

(13) 条例第126条第1項（同項第7号を除き、同項第8号に掲げる場所にあっては、条例第125条

条第1項、第54条第1項及び第2項、第63条第1項、第64条第1項、第65条第1項、第69条第1項、第70条第1項、第71条第1項、第73条（条例第87条において準用する場合を含む。）、第77条第1項及び第2項、第81条第1項、第82条第1項、第83条第1項並びに第122条第2項の規定による届出の受理

(2) 条例第9条、第14条第1項、第17条第2項、第21条第1項、第28条、第31条第1項、第33条、第42条第2項、第48条第2項、第51条第4項、第76条第2項、第78条第2項、第86条第2項、第116条第3項（同条第2項の勧告に係るものに限る。）、第118条第2項及び第3項並びに第120条第2項の規定による命令

(3) 略

(4) 条例第14条第3項（条例第21条第2項、第31条第2項、第42条第4項、第76条第4項及び第86条第4項において準用する場合を含む。）及び第56条第1項ただし書の規定による確認

(5) 条例第42条第1項、第51条第1項から第3項まで、第61条第1項から第4項まで、第72条、第76条第1項、第78条第1項、第84条、第86条第1項、第107条第1項、第116条第2項、第118条第1項、第120条第1項及び第127条の規定による勧告

(6)～(11) 略

(12) 条例第67条第1項及び第79条第1項の規定による地域の指定

(13) 条例第67条第3項（条例第79条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示

(14) 条例第125条（同条第1号から第7号まで、第11号及び第15号から第17号までに掲げる者に対するものに限る。）の規定による報告の徴収

(15) 条例第126条第1項（同項第8号に掲げる場所にあっては、条例第125条第11号及び第15号に

第11号及び第15号に規定する者の事業場に限る。)
の規定による立入検査等

(14) 略

27~55 略

規定する者の事業場に限る。) の規定による立入
検査等

(16) 略

27~55 略